

## ○補助金助成について Q&A

Q1:補助金助成の対象経費にはどのようなものがありますか？（対象:4・5）

A：※表1を参照ください。

【表1】

区分	名称	補助対象経費
報償費	謝金	外部指導者、審判員、係員等 運営スタッフに係る謝金
	報償費	メダル、賞状等
旅費	交通費	外部指導者、大会役員等に係る交通費（出場者は除く）
	宿泊費	外部指導者、大会役員等に係る宿泊費（出場者は除く）
需要費	消耗品費	文具類、用紙、石灰、看板、医薬品等
	印刷製本費	印刷費、写真現像代
役務費	通信運搬費	郵送料、通信費
	保険料	傷害保険
委託費	委託費	音響その他専門家への委託費
使用料及び	使用料	会場及び施設使用料（附帯設備を含む）
賃借料	借上料	駐車場借上料、機材等借上料
その他		その他市長が補助対象経費として特に必要と認めるもの

- 4 スポーツ・レクリエーション普及、振興事業への助成
- 5 その他、運営委員会が特に必要と求める事業 について適用されます。

Q2:助成の対象外となるものにはどのようなものがありますか？（対象:2・3・4・5）

A：・臨時に雇用される者以外に係る人件費

- ・運営スタッフのうち、参加者としても参加する者に対する謝金及び旅費
- ・当日の運営に携わらない役員への謝金
- ・運営に関する会議・準備・大会当日に伴う、係員及び役員の弁当・飲み物等の食料費  
※大会当日の熱中症予防のための飲み物代は対象とする。
- ・運営スタッフ用グッズの作成費  
※事業の実施にあたり必要となるものについては、必要最小限の範囲で対象とする。
- ・酒類の購入に関する経費
- ・図書カード等の金券
- ・航空機及び新幹線の特別料金（ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン席料金等）
- ・有料で販売する物に係る経費

**Q3:市外の会場で講習会、研修会を開催する場合も補助対象となりますか。(対象:3-(2))**

A:市内に実施可能な施設設備がない場合に限り、なおかつ参加者のうち、半数以上が倉敷市民(在住、在勤、在学)である必要があります。報告時に参加者名簿(住所等確認できるもの)を提出ください。

**Q4:余剰金が出た場合はどうしたらよいですか。(対象:2・3・4・5)**

A:事業終了後、余剰金が発生した場合は返還を義務付けるものとします。

**[領収書について]**

**Q5:補助金(助成額)分の領収書を添付すればいいですか?(対象:2・3・4・5)**

A:収支決算書の記載及び領収書(写し可)の添付は、全経費分を対象とします。

**Q6:提出する領収書に関して記載の必要事項や注意点等がありますか?(対象:2・3・4・5)**

- A:
- ・実行する団体名(申請団体)を宛先としたものに限り、ます。
  - ・謝金及び県内交通費を支払う場合、金額(内訳)を記載し、支給対象者の署名・受領印が必要です。
  - ・県外交通費を支払う場合、交通機関または旅行代理店等の発行するものに限り、ます。  
(利用年月日・金額・行き先を記載)
  - ・宿泊費を支払う場合、宿泊施設または旅行代理店等の発行するものに限り、ます。

**★領収書には以下の事柄が記載されていることを確認**

- 宛先【※申請者名と同一のもの】
- 領収書を発行した日付
- 金額・内容・内訳(購入した物品の名称・単価・数量などを明記)  
【※領収書に書ききれない場合、納品書等を添付すること】
- 発行者名及び発行者の押印

**★レシートでの領収書代用について**

原則、領収書での提出とするが、領収書の発行を受けられない場合や、領収書では内訳が分からなくなるという場合はレシートでの提出も認める。その場合は領収書と同内容の記載が必要(上記参照、ただし押印は不要)。

**[報償費について]**

**Q7:運営スタッフへの謝金の支払いの証明はどうすればいいですか?(対象:3・4・5)**

A:金額を記載し、支給対象者の署名、受領印が必要です。  
(複数日の場合は単価・日数を明記)

**[旅費について]**

**Q8:近隣空港を使つての移動も経費に認められますか。(対象:2・3・4・5)**

A:航空機利用の場合は、原則、岡山空港離発着を利用ください。

**Q9:交通系 IC カードを利用して、電車移動しました。領収書が出せません。(対象:2・3・4・5)**

A:電子マネー・IC カード等の利用履歴を提出ください。

**Q10:宿泊費に上限はありますか？(対象:2・3・4・5)**

A:素泊まり料金とし、都道府県により上限額が異なります。

※表 2 を参照ください。

**【表 2】 宿泊費基準額**

(単位:円)

都道府県	金額
埼玉、東京、京都	19,000 円
福岡	18,000 円
千葉	17,000 円
神奈川、新潟	16,000 円
香川	15,000 円
熊本	14,000 円
北海道、岐阜、大阪、広島	13,000 円
山梨、兵庫、宮崎、鹿児島	12,000 円
青森、秋田、茨城、富山、長野、愛知、滋賀、奈良、和歌山、高知、佐賀、長崎、大分、沖縄	11,000 円
宮城、山形、栃木、群馬、福井、岡山、徳島、愛媛	10,000 円
岩手、石川、静岡、三重、島根	9,000 円
福島、鳥取、山口	8,000 円

**Q11:宿泊について、岡山駅等周辺に宿泊してもいいですか？(対象:3・4・5)**

A:補助金の対象は倉敷市内の宿泊に限ります。(宿泊費は県外者のみ対象)

**[需用費について]**

**Q12:賞品、景品についての書類提出は必要ですか？(対象:4・5)**

A:賞品、景品を配付した場合は、配付内訳の提出を必要とします。